令和元年12月26日

製造産業関係団体各位

経済産業省中小企業庁

厚生労働省労働基準局

中小企業等に対する時間外労働の上限規制の適用に向けた周知等について（依頼）

平素から、弊省行政に格段のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働者に法律の上限時間（※1）を超えて働かせる場合には、あらかじめ「時間外・休日労働に関する協定（36協定）」を締結し、労働基準監督署に36協定届を提出することが必要（※2）となっております。

※１　原則、1日8時間・1週40時間

※2　36協定を締結・届出していない又は36協定で定めた時間外労働時間数を超過した場合、労働基準法第32条違反となり、6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金が課せられます。

このたび、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号。以下「働き方改革関連法」といいます。）が平成31年4月1日から順次施行されており、働き方改革関連法による改正後の労働基準法（昭和22年法律第49号）に基づく時間外労働の上限規制が、原則、月45時間以内・年360時間以内（※3）となり、令和2年4月1日から中小企業・小規模事業者（以下「中小企業等」といいます。）にも適用されることとなります。

※3　臨時的な特別の事情がある場合は、月100時間未満・2～6か月平均80時間以内・年720時間以内（原則である月45時間を超えることができるのは年間6か月まで）

貴団体の会員等企業のうち中小企業等の皆様におかれても、上限規制の適用に向けて準備を進められているところですが、中には、「まだ上限規制の内容を十分に理解できていない」というところや「上限規制の対応に関する助成金の活用の仕方が分からない」という企業も散見されています。

つきましては、制度への理解や対応が十分でなく、結果として遵守できないということのないよう、会員等企業において、36協定の締結・届出の有無や内容を確認するよう依頼するとともに、下記の周知等をよろしくお願い申し上げます。

記

１　「時間外労働の上限規制“お悩み解決”ハンドブック」の周知

厚生労働省において、新たに作成した中小企業向けの「時間外労働の上限規制“お悩み解決”ハンドブック」※の周知をお願いします。

※　働き方改革の基本的な考え方、時間外労働の上限規制の内容、働き方に合った労働時間制度の活用、活用できる助成金等、他の成功事例、相談機関などについて取りまとめたもの。

注）10ページの時間外労働等改善助成金の時間外労働上限設定コースの交付申請期限については令和２年１月８日（水）までとなっており、１１ページの同助成金の団体推進コースについては本年度の交付申請の受付を終了しております。

２ 働き方改革推進支援センターの活用のための周知

47都道府県に設置している「働き方改革推進支援センター」（以下「センター」といいます。）の周知をお願いします。

○センターの支援内容

・働き方改革関連法の法改正内容、36協定の締結の仕方や就業規則作成に当たっての手続方法などの説明

・就業規則の作成方法、賃金規定の見直しや労働関係助成金の活用などを含めたアドバイス

・１年単位の変形労働時間制度※の導入、交代勤務制度の導入等をアドバイス

・業務のやり方や分担について現状・課題等を把握した上で、具体的なアドバイスを実施

※ １年単位の変形労働時間制のリーフレット

　 <https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/dl/040324-6a.pdf>

○センターの支援方法

窓口相談、セミナーの開催、個別訪問等

（参考）

最寄りの働き方改革推進支援センターの所在地や連絡先、セミナー開催情報等については、「働き方改革特設サイト」をご活用ください。

　　<https://www.mhlw.go.jp/hatarakikata/>

|  |
| --- |
| **＜参考：各種支援策等について＞**○「時間外労働の上限規制“お悩み解決”ハンドブック」　https://www.mhlw.go.jp/content/000567480.pdf○働き方改革推進支援センター（再掲）働き方改革推進支援センター（ハンドブック15ページ）においては、働き方改革関連法の法改正内容、36協定の締結の仕方や就業規則作成に当たっての手続方法などに関するセミナーを実施しています。最寄りの働き方改革推進支援センターの所在地や連絡先、セミナー開催情報等については、「働き方改革特設サイト」をご活用ください。https://www.mhlw.go.jp/hatarakikata/○時間外労働の上限規制の対応に関する助成金時間外労働を短くするために、厚生労働省において、以下の助成金を用意していますので、ご活用ください。（ハンドブック10～11ページ）＜時間外労働等改善助成金（時間外労働上限設定コース）＞36協定で定める時間外労働時間数を短縮するための取組を⾏う中小企業事業主に対して、取組の費用の⼀部を助成します。【助成対象となる取組】労働時間短縮や⽣産性の向上に向けた、以下の取り組みに必要な費用・外部専門家によるコンサルティング ・就業規則などの作成や変更・労務管理用機器の導入や更新 ・人材確保に向けた取組・労働能率の増進に役立つ設備や機器の導入や更新　　など【助成上限額】最大200万円【交付申請期限】令和2年1月8日（水）○労働時間の考え方：「研修・教育訓練」等の取扱い　https://www.mhlw.go.jp/content/000556972.pdf○36協定届と1年単位の変形労働時間制に関する書面の作成支援ツール厚生労働省では、36協定届に関する書面の作成支援ツールを提供しておりますので、ご活用ください。（ハンドブック14ページ）※本ツールでは、繁忙期に業務に偏りが生じる場合、繁忙期の所定労働時間を長くする代わりに、閑散期の所定労働時間を短くして残業時間を縮減することができる変形労働時間制（ハンドブック8～9ページ）に関する書面も併せて作成可能です。https://www.startup-roudou.mhlw.go.jp/support.html○ハローワーク　求人充足に向けたコンサルティングや求職者への積極的な情報提供を行っています。　https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/○生産性向上人材育成センター　相談受付、人材育成プランの提案、職業訓練の実施など人材育成を一貫して支援します。　https://www.jeed.or.jp/js/jigyonushi/seisansei.html○よろず支援拠点　生産性向上などの経営上のあらゆる課題についてアドバイス　https://yorozu.smrj.go.jp/ |